



平成24年8月23日

ホテル・旅館等の緊急一斉立入検査の実施結果について

平成24年5月13日に広島県福山市においてホテル火災が発生し、当庁においては、本部庁舎予防部に「ホテル・旅館等特別査察推進本部」を設置し、各消防署において緊急一斉立入検査を実施したので、その実施結果について下記のとおりお知らせします。

1 実施期間

平成24年5月15日（火）から同年8月14日（火）まで

2 実施対象物

- (1) 次の条件を全て満たす防火対象物で、3階以上（地階を除く。）かつ収容人員30人以上のもの
 - ア 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの（消防法施行令別表第1の(5)項イに該当する対象物）
 - イ 昭和46年以前に新築されたもの
- (2) ホテル・旅館等で「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項第4号の規定に該当する防火対象物（いわゆるラブホテル）
- (3) 前(2)以外のホテル・旅館等のうち、前(2)に類似した使用形態を有する防火対象物

3 実施対象物数

合計		1,393対象
内訳	2、(1)に該当する対象物	72対象
	2、(2)に該当する対象物	272対象
	2、(3)に該当する対象物	1,049対象

4 違反の状況

別紙を参照してください。

5 その他

東京消防庁では、違反对象物の情報をホームページや管轄消防署の窓口で公表しています。公表の状況については別添え資料を参照してください。

問合せ先

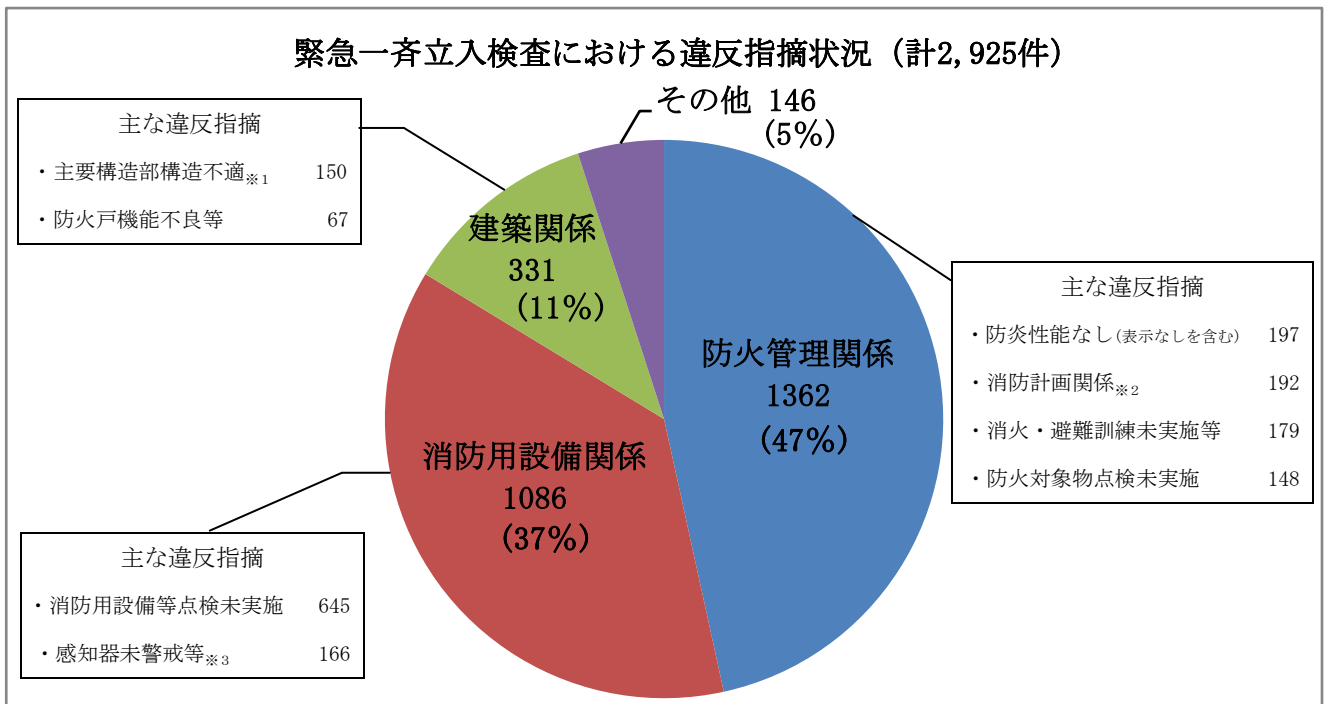


東京消防庁(代)	電話	3212-2111
査察課査察技術係	内線	4942
広報課報道係	内線	2345~2350

緊急一斉立入検査における違反指摘状況（平成24年8月15日現在）

立入検査を実施した1,393対象のうち、741対象（53％）に2,925件の違反が指摘されましたが、2,004件（69％）については是正が確認され、違反が認められた741対象のうち、432対象（58％）は違反是正が完了しています。

立入検査の実施から日が浅く改修に至っていない対象物もありますが、今後も引き続き未是正違反については、建物関係者に対する是正指導を徹底するとともに、違反が是正されない場合は、警告等の違反処理に移行するなど、消防機関に与えられた権限を積極的に行使し早期是正を図っていきます。



※1 屋上にプレハブを増築したことによるもの等

※2 消防計画の内容一部が未修正となったもの等

※3 間仕切り変更により自動火災報知設備の感知器の増設が必要となったもの等

別添え

違反対象物の公表制度の状況（平成24年8月15日現在）

今回の緊急一斉立入検査では、自動火災報知設備などの重大な消防用設備等の設置義務違反は認められず、火災予防条例第64条の3「違反対象物の公表制度」に基づく公表はありませんが、今後、公表に該当する違反が認められた場合は、公表していきます。

なお、昨年4月の公表制度開始から現在まで合計156棟を公表し、都民に対して建物の安全情報を提供するとともに、関係者に対する是正指導や警告などの違反処理を行い、80棟の違反が是正されました。

現在公表中の違反の多くは、是正に向けて関係者の取組みが進んでいるところですが、関係者から具体的な是正計画が届け出られていないもの等については、引き続き消防機関に与えられた権限を積極的に行使して、早期是正を図っていきます。

消防法令違反の建物を ホームページで検索!!



東京消防庁ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>



違反対象物の
公表制度をクリック

地図検索をクリック

このお店安全かしら?

違反対象物の 公表制度

- 公表方法
 - ① 東京消防庁ホームページへの掲載
 - ② 東京消防庁本部庁舎、建物を所轄する消防署、消防分署及び消防出張所での閲覧
- 公表の内容
建物名称、所在、違反の内容(店舗名称等を含む)
- 公表対象
 - 自動火災報知設備などの重大な消防用設備等の未設置違反がある場合
 - 過去3年以内の防火管理等の繰り返し違反がある場合(遊技場、カラオケ店、飲食店、雑居ビル等)

携帯からも
確認
できます



東京消防庁

お問い合わせは、東京消防庁予防部査察課又は最寄りの消防署予防課まで



ホームページ
東京消防 検索
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>



©2010 東京都消防庁
このページの著作権は東京都消防庁にあります。無断で複製、転載、改変、再配布はできません。